

# PCB含有電気工作物の 早期処理に係る方向性について

平成27年12月21日

商務流通保安グループ<sup>o</sup>

電力安全課

# PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

- 昭和40年代まで絶縁性能から、電気機器の絶縁油として活用された毒性物質
- カネミ油症事件以降、国内での生産・輸入の禁止、処理完了期限の措置がなされた他、ストックホルム条約にて使用停止、処理完了期限が定められている

## ○代表的な高濃度PCB使用製品

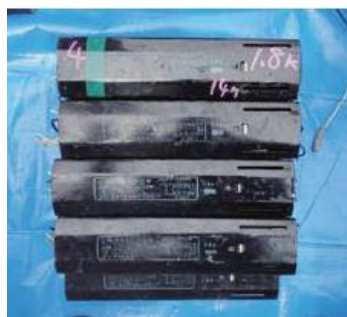
トランス



コンデンサ



蛍光灯安定器



高濃度・・・5000mg/kg超のもの  
低濃度・・・5000mg/kg以下のもの  
及び微量ポリ塩化ビフェニル  
汚染廃電気機器等

## ○歴史的経緯

昭和43年 カネミ油症事件発生（食用油の製造過程でPCBが混入）

昭和47年 行政指導に基づき製造中止、回収等の指示

昭和48年 法律により製造、輸入等が禁止（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

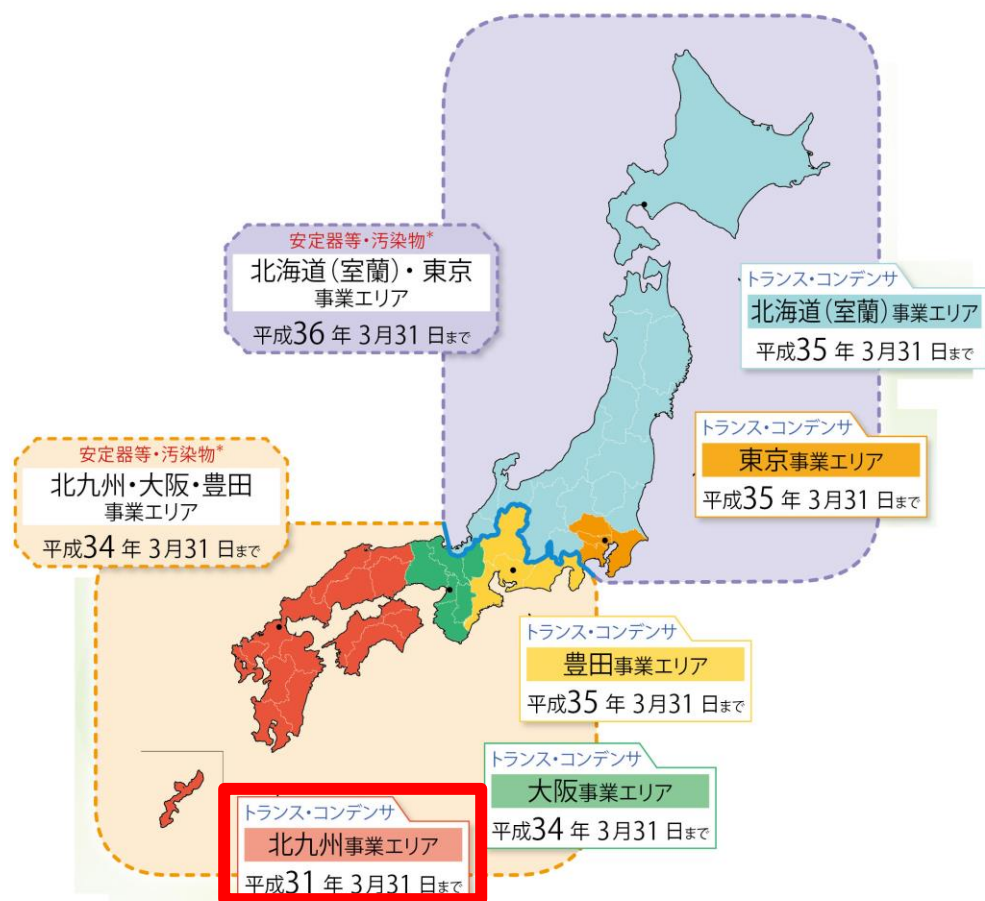
昭和51年 電気事業法（技術基準）においてPCBを使用した電気工作物の新規施設を禁止

平成13年 PCB 特措法制定、高濃度PCBの処理を担うJESCOの設置等が決定  
（平成16年以降、処理施設が順次操業開始）

平成16年 ストックホルム条約発効、平成40年までの適正な処分を要求

# PCBに対する規制の現状と課題

- PCB特措法においては、平成38年度末までの処理を義務づけ
- これを踏まえ、PCB特措法に基づき環境大臣が定める基本計画では、全国5カ所のJESCOの処理施設の処理完了期限を設定しており、最短で平成30年度末



環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋

- 電気事業法の対象であるトランス・コンデンサ等の高濃度PCB使用製品については、使用が判明した場合の「使用届」、使用を停止した場合の「廃止届」を行うことが設置者に義務づけられている。
- 他方、都道府県市の調査結果によれば、必ずしも全ての高濃度PCB使用製品が届出されていないことが判明している。

期限内の処理を行うため、

- ①使用中の高濃度PCB使用製品を確実に把握し、
- ②処理期限までに使用を停止することを促す必要がある。

## 処理促進に向けた新たな取組の方向性（環境省における検討内容）

- PCB廃棄物の早期処理に向け、追加的方策を議論するWGを実施

取りまとめ案では使用中のPCB使用製品に関し、都道府県市等の関係者間での情報共有や事業者への周知徹底等に加え、以下の制度的措置を講ずることを提案

- 「第15回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」資料より抜粋  
(平成27年12月11日開催)

### 【高濃度】

- 電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられていることから、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、報告徴収や立入検査など同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底することが必要である。
- 電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法の枠組みを最大限活用し、経済産業省が中心となって、確実にその使用が廃止されるよう必要な措置を講ずることが必要である。

### 【低濃度】

- まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度PCB含有製品の廃止を進めるための方策について検討を行うことが必要である。

# 経済産業省としての規制見直しの方向性（電気事業法における措置内容）

省令、内規等の改正によって、以下を措置してはどうか。

- 電気主任技術者による確認の徹底

→「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を改正し、電気主任技術者、電気保安法人及び電気管理技術者に対して、年次点検等において高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を行うことを明記

- 使用中の高濃度PCB含有電気工作物の使用状況等の定期的報告

→「電気関係報告規則」により、使用中の高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して、毎年、使用状況やその廃止予定を記載した「管理計画（仮称）」の届出を義務づけ

※なお、高濃度PCB含有電気工作物の所定期限内の使用停止を義務づけることについても、PCB特措法における位置づけを踏まえて検討